〇地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現
(法人の市町村民税に関する規定の都への準用)	(法人の市町村民税に関する規定の都への準用)
第一条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区	第一条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区
の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の	の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の
規定にかかわらず、第十条の二の八の規定を準用する。	規定にかかわらず、第十条の二の八の規定を準用する。
(政令第七条の四の二第二項の金融機関)	(政令第七条の四の二第二項の金融機関)
第一条の十	第一条の十 政令第七条の四の二第二項第一号ハに規定する金融機関で総
	務省令で定めるものは、銀行、生命保険会社、損害保険会社、信託会社
	、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合
	連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同
	組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会とする
① 政令第七条の四の二第二項第一号ロに規定する金融機関で総務省令で	2 政令第七条の四の二第二項第二号ロに規定する金融機関で総務省令で
定めるものは、銀行、信託会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫	定めるものは、銀行、信託会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫
、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫	、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫
、株式会社商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁	、株式会社商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁
業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協	業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協

	準用する場合を含む。)の規定によつ
	九条(同法第百四十五条の五において
	(昭和四十年法律第三十四号)第八十
	及びこれに係る修正申告書(法人税法
口 同上	□ 退職年金等積立金に係る確定申告書 第六号の二様式
	の道府県民税の申告書)
	書並びにこれらに係る同条第二十二項
	第一項及び第四項の道府県民税の申告
	れらに係る修正申告書 (法第五十三条 四の三まで)
① 同上 同上	─ 確定申告書及び中間申告書並びにこ 第六号様式 (別表一から別表
同 上 同 上	申告書等の種類様式
	ができる。
	ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めること
	ものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得
	欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによる
	。以下道府県民税について同じ。)の道府県民税について、次の表の上
第三条 同上	第三条 法人 (法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む
(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)	(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)
る金融機関で総務省令で定めるものは、銀行及び信託会社とする。	る金融機関で総務省令で定めるものは、銀行及び信託会社とする。
3 政令第七条の四の二第二項第三号ロ、第四号ロ及び第八号ロに規定す	2 政令第七条の四の二第二項第三号ロ 及び第八号ロに規定す
れらに類する共済に係る事業を行う金融機関とする。	れらに類する共済に係る事業を行う金融機関とする。
同組合連合会及び火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会その他こ	同組合連合会及び火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会その他こ

2			(七)		(六)			(五)					(四)					(≡)				
法人が道府県民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替	第三十九項の届出書)	届出書(法第五十三条第三十八項及び	□ 申告書の提出期限の延長の処分等の	項の道府県民税の申告書)	> 均等割申告書(法第五十三条第十九	関する明細書)	第五十七条第一項の課税標準の分割に	課税標準の分割に関する明細書(法			書類)	明細書(政令第九条の七第二十七項の	外国の法人税等の額の控除に関する	書)	る同条第二十二項の道府県民税の申告	道府県民税の申告書並びにこれらに係	書(法第五十三条第一項及び第二項の	□ 予定申告書及びこれに係る修正申告	項の道府県民税の申告書)	の申告書及びこれに係る同条第二十二	係る法第五十三条第一項の道府県民税	て申告書を提出する義務がある法人に
収金を納付するとき(口座振替		号様式	第十三号の二様式及び第十四		第十一号様式		(-	第十号様式					第七号の二様式			NV	四の三)	第七号様式(第六号様式別表			101	
2	绺	F	(N)		(七)			(六)	I	(五)			(四)					(=)				
同上	第四十五項の届出書)	届出書(法第五十三条第四十四項及び	申告書の提出期限の延長の処分等の		同上			同上	一十八項の書類)	利子割額の明細書(法第五十三条第			同 上					同上				
			同上		同上			同上	三様式	第九号の二様式及び第九号の			同上					同上				

五 その他参考となるべき事項は郵便局の名称及び所在地	四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又詳細	三 法第五十三条第三十三項に規定する事実の生じた日及び当該事実の二 請求をする法人の代表者の氏名及び住所又は居所 一 請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地	げる事項とする。 2 法第五十三条第三十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲による前号に準ずる内容の契約の締結 二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議	第三条の二の二 政令第九条の八の五第三号に規定する総務省令で定める 第三条の二の二 政令第九条の八の五第三号に規定する総務省令で定める とする。	磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。 は、当該様式による納付書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電い事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたとき二号の二様式による納付書(当該様式によることができないやむを得なの方法により納付する場合を除く。)は、当該地方団体の徴収金に第十
五同上	四 同上 詳細	三 法第五十三条第三十六項に規定する事実の生じた日及び当該事実の二 同上 同上	でのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	一 同上 ・ のは、次に掲げるものとする。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

(法第五十三条第三十八項の届出)

第五十三条第三十八項の規定による届出をしなければならない。第七十四条第一項(同法第百四十五条において準用する場合を含む。)第七十四条第一項(同法第百四十五条において準用する場合を含む。)第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第二条の三

を除く。以下この条において同じ。)終了の日から二十二日以内の場合を含む。)の規定による申告書の提出期限の延長の処分に係る事業年度(連結事業年度に該当する期間期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。) 当該申告書の提出期限の延長の処分(同法第百四十五条において準用する場合を含む。) 当該申告書の提出期限の延長の処分(同法を除く。以下この条において同じ。)終了の日から二十二日以内

(法第五十三条第四十二項の書類等の保存)

第三条の三 法第五十三条第二十六項の規定による控除、同条第三十九項 の規定による充当又は同条第四十項の規定による還付を受ける法人は、 の規定による充当又は同条第四十項の規定による還付を受ける法人は、

(法第五十三条第四十四項の届出)

第三条の三の二 法第五十三条第一中四項の規定による届出をしなければならない。 第七十四条第一項(同法第百四十五条において準用する場合を含む。) 第一年四条第一項(同法第百四十五条において準用する場合を含む。)

一同上

二同上

(同法第百四十五条において準用す

ての取消し又は変更の処分

当該取消し又は変更の処分のあつた日の

る場合を含む。)の規定による申告書の提出期限の延長の処分につい

法人税法第七十五条の二第三項

属する事業年度終了の日から二十二日以内

日の属する事業年度終了の日から二十二日以内る場合を含む。)の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した三 法人税法第七十五条の二第五項(同法第百四十五条において準用す

(法第五十三条第三十九項の届出)

あつた日から七日以内 当該申告書の提出期限の延長の処分が以下この条において同じ。) 当該申告書の提出期限の延長の処分が規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含む。 の延長の処分(同条第三項において準用する同法第七十五条第五項の一 法人税法第八十一条の二十四第一項の規定による申告書の提出期限

取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分のあつた日の属す条の二第三項の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五

三同上

(法第五十三条第四十五項の届出)

同上

同上

	属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内
	条の二第五項の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の
三 同上	三 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五
	る連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内
	取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分のあつた日の属す
	条の二第三項の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての
二 同上	二 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五
	了の日から二十二日以内
	二の承認 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終
一 同上	一 法人税法第四条の三第十項又は第十一項の規定による同法第四条の
定による届出をしなければならない。	定による届出をしなければならない。
区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十五項の規	区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十九項の規
つたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の	つたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の
第四条の三第十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があ	第四条の三第十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があ
同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法	同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法
二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が	二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が
2 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十	2 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十
	属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内
	条の二第五項の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の
三 同上	三 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五
	日以内
	人事業年度をいう。以下この条において同じ。)終了の日から二十二
	る連結親法人事業年度(同法第十五条の二第一項に規定する連結親法

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の

徴収猶予の申請書類

第三条の四 政令第九条の九の四第三項の規定による申請書の様式は、 第

十号の五様式とする。

掲げる書類とする。 政令第九条の九の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、 次に

法第五十五条の二第一項の申立てをしたことを証する書類

法第五十五条の二第一

更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、 六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づ 項に規定する申告納付すべき法人税割額又は 租税特別措置法第

条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。 くものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等 第三条の四の三にお (法第五十五

互協議をいう。 て同じ。)との間の相互協議(法第五十五条の二第一項に規定する相 次条から第三条の四の四までにおいて同じ。) の対象

であることを明らかにする書類

三 人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類 あつては、 政令第九条の九の四第三項第四号に規定する場合に該当するときに 供託書の正本、 抵当権を設定するために必要な書類 保証

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知

第三条の四の二 項は、 次に掲げる事項とする。 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の

徴収猶予の申請書類

第三条の四 政令第九条の九の八第三項の規定による申請書の様式は、 第

十号の五様式とする。

政令第九条の九の八第三項に規定する総務省令で定める書類は、 次に

掲げる書類とする。

2

同上

同上

人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類 あつては、 政令第九条の九の八第三項第四号に規定する場合に該当するときに 供託書の正本、 抵当権を設定するために必要な書類 保証

三

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知

第三条の四の二 同 E

四 その他参考となるべき事項 法人税額をいう。)の事業年度	三 前号の合意に基づく法人税額(法第五十五条の三第三項に規定する定する合意が行われた日	二 前号の申立てに係る相互協議において法第五十五条の二第一項に規務所又は事業所の所在地	一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事げる事項とする。	3 法第五十五条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲	三 その他参考となるべき事項	号に掲げる場合に該当することとなつた日	二 前号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の四第一項各	務所又は事業所の所在地	一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事	げる事項とする。	2 法第五十五条の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲	四 その他参考となるべき事項	る法人税額をいう。)の事業年度	三 第一号の申立てに係る法人税額(法第五十五条の三第一項に規定す	二 前号の申立てが行われた日	た法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地	下この条及び第三条の四の四において同じ。)に規定する申立てをし	一 租税条約(法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以
四同上	三同上	二同上	一同上	3 同上	三 同上	号に掲げる場合に該当することとなつた日	二 前号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の八第一項各		一 同上		2 同上	四 同上		三 同上	二 同上			

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の第三条の四の三 政令第九条の九の五第三項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。 2 政令第九条の九の五第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 連結親法人(法第五十五条の四第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。)が同項の申立てをしたことを証する書類 更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第 下十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税割額又は 額に係る個別帰属法人税額に基づくものであることを明らかにする書類 三 政令第九条の九の五第三項第四号に規定する場合に該当するときに あつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証 あつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証	(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の第三条の四の三 政令第九条の九の九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 同上 二 可上 二 可上 二 可上 二 可上 二 可上 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二
の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類つては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、	人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類あつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、
第三条の四の四 法第五十五条の五第一項に規定する総務省令で定める事(法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知)	第三条の四の四(同上(法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知)
	-] -
一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主	一 同上

又は事業所の所在地	二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所	たる事務所又は事業所の所在地	一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主	げる事項とする。	3 法第五十五条の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲	四 その他参考となるべき事項	各号に掲げる場合に該当することとなつた日	三 第一号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の五第一項	又は事業所の所在地	二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所	たる事務所又は事業所の所在地	一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主	げる事項とする。	2 法第五十五条の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲	五 その他参考となるべき事項	に規定する個別帰属法人税額をいう。)の連結事業年度	四 第一号の申立てに係る個別帰属法人税額(法第五十五条の五第一項	三 第一号の申立てが行われた日	者及び主たる事務所又は事業所の所在地	する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。)の名称、代表	二 前号の申立てに係る対象連結法人(法第五十五条の四第一項に規定	たる事務所又は事業所の所在地
	二 同上		工		3 同上	四同上	各号に掲げる場合に該当することとなつた日	三 第一号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の九第一項		二 同上		工		2 同上	五同上		(A) 四 同上	三 同上		X		

	規定する合意が行われた日
三同上	 三 第一号の申立てに係る相互協議において法第五十五条の四第一項に

四 前号の合意に基づく個別帰属法人税額(法第五十五条の五第三項に

五 その他参考となるべき事項

規定する個別帰属法人税額をいう。

の連結事業年度

第三条の六削除

五 四 同 同 上 上

(法第六十五条の二第一項の請求の手続等)

第三条の六 五条第 場合には当該相殺後の金額の支払) けた金額の支払 県が課した利子割額に相当する金額の請求及び他の道府県から請求を受 少したときは、 第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、 しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十 子割額に相当する金額 り充当し、 合を除く。 十一条第一項 の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項 に行うものとする。 の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場 一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において 又は同条第四十項の規定により還付し、 道府県は、 の規定により控除し、 (同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。 当該増加し、 (法第六十五条の二第二項の規定により相殺が行われる 次の表の上欄に定める期間内に提出のあつた法人 (同表の上欄に定める期間内に同条第二十二項若 又は減少した額を含む。 法第五十三条第三十九項の規定によ は同表の下欄に定める月の末日まで 若しくは充当した利 のうち他の道府 (法人税法第七 又は減

期

間

支

払

月

第三条の九

削除

第三条の七 略

(利子等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式)

第三条の七 略

(利子等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式)

(利子割の交付額の算定の特例)

第三条の九 する。 た額を当該交付時期の次の交付時期に交付すべき額から減額するものと すべき額を算定した場合において、 当該交付時期においては交付を行わないものとし、 道府県は、 政令第九条の十五の規定により各交付時期に交付 当該交付すべき額が負数となるとき 当該負数となつ

2 十月から十二月まで 六月から九月まで 月から五月まで 二月 十一月 七月

る場合においては、 とき、 前項に規定する各支払月ごとに支払うことができなかつた金額がある 又は各支払月において支払うべき金額を超えて支払つた金額があ それぞれ当該金額は次の支払月に支払うべき金額に

3 錯誤を発見した日以後に到来する支払月において 第 又は減少する必要が生じた場合においては、 その請求した金額の算定に錯誤があつたため、 項の規定によつて他の道府県に請求すべき額を請求した後におい 又はこれから減額するものとする。 当該錯誤に係る額を当該 当該請求すべき額に 請求した額を増加し

加算し、

又はこれから減額するものとする。

(特定配当等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式)

第三条の十 略

第九条の七削除

(特定配当等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式)

第三条の十 略

第九条の七 法第三百二十一条の七の七第二項(法第三百二十一条の七の

(市町村が年金保険者等に対する通知を行う事由等)

令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

八第三項において読み替えて準用する場合を含む。

に規定する総務省

第三百二十一条の七の七第一項に規定する場合を除く。)規定する特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合(法一当該特別徴収対象年金所得者が法第三百二十一条の七の二第一項に

_ に対して通知された後の当該年度中に変更された場合 る。 収の方法によつて徴収する場合においては、 与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴 る所得割額とし、 の方法によって徴収する場合においては、 に係る均等割額を法第三百二十一条の三第一項の規定により特別徴収 に係る所得割額及び均等割額の合算額 当該特別徴収対象年金所得者に係る前年分の公的年金等に係る所得 が、 法第三百二十一条の七の五第一項の規定により年金保険者 法第三百二十一条の七の二第二項の規定により (当該特別徴収対象年金所得者 公的年金等に係る所得に係 当該額を加算した額とす

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

一条の七の七第四項(法第三百二十一条の七の八第三項において読み替第九条の八 厚生労働大臣は、法第三百二十一条の七の三及び第三百二十

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

一条の七の七第四項(法第三百二十一条の七の八第三項において読み替第九条の八 厚生労働大臣は、法第三百二十一条の七の三及び第三百二十

のとする。

る。
定により市町村に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとすとにより市町村に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。地方公務員共済組合連合会は、政令第四十八条の九の十六第一項の規

第二項及び第七項の規定により年金保険者に通知をする場合には、指定の七第二項(これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項においての七第二項(これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項においての一年

(市町村民税に係る申告書等の様式)

法人を通じて行うものとする。

第十条 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞの存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条第十条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

のとする場合を含む。

のとする。

のとする場合を含む。

のとする。

のとする場合を含む。

の思定により市町村に通知をする場合がである。

のとする。

る。
定により市町村に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとすとにより市町村に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとす2 地方公務員共済組合連合会は、政令第四十八条の九の十四第一項の規

読み替えて準用する場合を含む。)の七第二項(これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において3 市町村は、法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七

の規定により年金保険者に通知をする場合には、指記

法人を通じて行うものとする

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞの存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条第十条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区

務大臣は、別にこれを定めることができる。式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総れその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様

第一項及び第二項の申告書並びにこれまり準用される法第三百二十一条の八より準用される法第三百二十一条の八まの手にある。	同条第二十二項の申告書)	規定により準用される法第三百二十一	法人に係る法第七百三十四条第三項の	によつて申告書を提出する義務がある	おいて準用する場合を含む。)の規定	第八十九条(同法第百四十五条の五に	及びこれに係る修正申告書(法人税法	□ 退職年金等積立金に係る確定申告書	係る同条第二十二項の申告書)	の市町村民税の申告書並びにこれらに	第三百二十一条の八第一項及び第四項	四条第三項の規定により準用される法	れらに係る修正申告書(法第七百三十	○ 確定申告書及び中間申告書並びにこ	申告書等の種類
四の三)四の三)								第六号の二様式					四の三まで)	第六号様式(別表一から別表	様式
								/─\							
(三) 同 上								二同上						同上	同
. ,								, ,							回
. ,								, ,							
同 上								同上						同上	
同 上								同上						同上	上

務大臣は、別にこれを定めることができる。 式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総れその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様

2 特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人が都民 電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。	二十一条の八第十九項の申告書) 三項の規定により準用される法第三百 第十一号様式	項の課税標準の分割に関する明細書(法 第十号様式) 開きれる法第三百二十一条の十三第一第七百三十四条第三項の規定により準	の十三第二十万平の書業)	の十三第二十八頁の書類) らに係る同条第二十二項の申告書) らに係る同条第二十二項の申告書)
日上	(山) 同上		五十三条第二十八項の書類) 条第三項の規定により準用される法第 三様式 飛子割額の明細書 (法第七百三十四 第九号の二様式及び第九号の	四同上

(法第七百一条の四十一第二項の助成金)

小企業障害者多数雇用施設設置等助成金とする。
定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する中第二十四条の二十二 法第七百一条の四十一第二項に規定する総務省令で

(地方税関係帳簿 の電磁的記録による保存等)

第二十五条 いう。 条までにおいて 表の各号の中欄に掲げる同条に規定する地方税関係帳簿 の上欄に掲げる者は、 に規定する電磁的記録 0) 備付け及び保存をしなければならない。 法第七百四十八条の承認 「地方税関係帳簿」という。 次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同 (以下第二十八条までにおいて を受けている同条の表の各号)に係る法第七百四十八条 「電磁的記録」と (以下第二十九

同じ。 て行われる情報の入力、 たす電子計算機処理システム(電子計算機処理)を使用すること。 出力又はこれらに類する処理をいう。 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理に、)に関するシステムをいう。 蓄積、 編集、 以下第二十七条までにおいて同じ 加工、 以下第二十七条までにおいて 修正、 (電子計算機を使用し 次に掲げる要件を満 更新、 検索、 消去

(法第七百一条の四十一第二項の助成金)

度障害者等多数雇用施設設置等助成金」とする。 定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する重第二十四条の二十二 法第七百一条の四十一第二項に規定する総務省令で

、地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第二十五条 いう。 条までにおいて に規定する電磁的記録 表の各号の中欄に掲げる同項に規定する地方税関係帳簿 の上欄に掲げる者は、 0) 法第七百四十八条第 備付け及び保存をしなければならない。 「地方税関係帳簿」という。 次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同 (以下第二十八条までにおいて 一項の承認を受けている同項の表の各号 に係る同項 「電磁的記録」 (以下第二十八 لح

同上

イ 同上

口同上

ことができること。る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認する

_

帳簿に関連する地方税関係帳簿 できるようにしておくこと。 以下次条までにおいて「電子計算機出力マイクロフィルム」という。 的記録又は同条第一 受けているものである場合には、 係帳簿」という。 百四十八条又は第七百四十九条第 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係 記録事項) との間において、 項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム の記録事項 (当該関連地方税関係帳簿が、 (以下この号において 当該関連地方税関係帳簿に係る電磁 相互にその関連性を確認することが 一項若しくは第二項 「関連地方税関 0) 法第七 承認を

ラム 用する者を除く。 簿に係る電子計算機処理を他の者 る場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、 条及び第二十七条第二項において同じ。)以外のプログラムを使用す 第七百四十八条の表 次に掲げる書類 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、 (法第七百五十条第一 (当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該法 に委託している場合にはハに掲げる書類を除くも \mathcal{O} 項に規定するプログラムをいう。 上欄に掲げる者が開発したプログラムを使 の各号の上欄に掲げる者が開発したプログ (当該電子計算機処理に当該同表の 当該地方税関係帳 以下この

した書類 イ 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載

のとする。

)の備付けを行うこと。

できるようにしておくこと。 的記録又は同条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム 係帳簿」という。 帳簿に関連する地方税関係帳簿 以下次条までにおいて「電子計算機出力マイクロフィルム」という。 受けているものである場合には、 百四十八条第一項又は第七百四十九条第 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該地方 の記録事項)との間において、 の記録事項 (当該関連地方税関係帳簿が、 (以下この号において 当該関連地方税関係帳簿に係る電 相互にその関連性を確認することが 項若しくは第三項の 「関連地方税関 法第七 承認 税 関

三 用する者を除く。 ラム のとする。 第七百四十八条第一項の表の各号の上欄に掲げる者が開発したプログ 百四十八条第 簿に係る電子計算機処理を他の者 る場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、 条及び第二十七条第二項において同じ。)以外のプログラムを使用 次に掲げる書類 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、 (法第七百五十条第一項に規定するプログラムをいう。 の備付けを行うこと。 項の各号の上欄に掲げる者が開発したプログラムを使 (当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該法)に委託している場合にはハに掲げる書類を除くも (当該電子計算機処理に当該法第七 当該地方税関係帳 以下この

イ 同上

司 同 上 上 上 上	五 四 ハ ロ イ 同 同 司 同 上 上	二件日)応取とき該うとを、該該のそしよを付を明める地にし備プロ磁ケのた設け検た年 機方したえ 回磁方付 委書こを又索主月 能税で形付が的税け託類
		りた 書類
		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
		した 書類
日上	=	帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らか二 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該地方税関係
引 同	- <i>ハ</i>	有核性は見ば悪いない。 第二十五後に見ないにはなりには、当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説
Ē	1	て作成した書類

2 け」と読み替えるものとする。 額その他の地方税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは て準用する。この場合において、 において「地方税関係書類」という。)に係る電磁的記録の保存につい 承認を受けている同項に規定する地方税関係書類 法第七百四十八条第二項の承認を受けている同項に規定する法人の当該 「その他の日付け」と、 前項 (第一号、 第二号及び第五号ハに係る部分を除く。 同号口中 前項第五号イ中「、 「日付け又は金額」とあるのは (以下第一 勘定科目 一十八条まで の規定は、 取引金 日付

- 関係書類のうち、次に掲げる書類とする。 法第七百四十八条第三項に規定する総務省令で定める書類は、地方税
- 二 取引に関して、相手から受け取つた契約書、領収書その他これらにして作成されたその他の書類 一 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関
- を除く。)
 を除く。)
 を除く。)
 を除く。)
 を除く。)
 を除く。)
- (係る電磁的記録の保存をしなければならない。 大は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている地方税関係書類に 大は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同条第二項に規定する法 大は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同条第二項に規定する法 (係る電磁的記録の保存をしなければならない。

- 一 次に掲げるいずれかの方法により入力すること。
- 百四十九条第一項の承認を受けたものである場合に限る。)。 「東京のではり、かつ、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事である通常の期間を経過した後、速やかに行うこと(当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事である場合の期間を経過した後、速やかに行うこと(当該地方税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係
- イ スキャナ(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を使用する電システムを使用すること。

子計算機処理システムであること。

- (1) 解像度が、日本工業規格(工業標準化法第十七条第一項に規定 ものであること。 ものであること。 ものであること。 ものであること。
- 監督する者の電子署名(認定認証事業者(電子署名及び認証業務にとの電磁的記録の記録事項に、当該入力を行う者又はその者を直接日、当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ご

以下この号において同じ。)を行うこと。

「可第一号に規定する措置で次に掲げる要件を満たすものに限る。に規定する特定認証業務が行われる同条第一項に規定する電子署名
又は商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第
又は商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第
以下この号において同じ。)により同法第二条第三項

間又は商業登記法第十二条の二第一項第二号の期間内であること 用者が電子署名を行つたものであることを確認するために用いら 成する電磁的記録をいう。以下この号において同じ。)の有効期 成する電磁的記録をいう。以下この号において同じ。)の有効期 が当該利用者に係るものであることを証明するために用いら

(1)

- ② 当該電子署名が、電子証明書の有効期間内において、利用者かとその他これらに類する事由に該当しないこと。 電子証明書 と とその他これらに類する事由に該当しないこと。 コード と その他これらに類する事由に該当しないこと。
- (3) (1)及び(2)について、当該地方税関係書類の保存期間(地方税に別) (1)及び(2)について、当該地方税関係書類の保存をしなければなら とができること。

④ 課税期間(地方税に関する法令の規定により地方税の課税標準

一括して検証することができること。の任意の期間を指定し、当該期間内に行つた電子署名について、の計算の基礎となる期間をいう。以下この号において同じ。)中の計算の基礎となる期間をいう。以下この号において同じ。)中

(2) 課税期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイム 大日本データ通信協会(昭和四十八年十二月十日に財団法人日本データ通信協会という名称で設立された法人をいう。)が認定する業務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号において「タイムスタンプ」という。)を付すこと。 (2) 課税期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイム (2) 課税期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイム (3) 課税期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイム (4) 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、電子署名が行わ (5) は (6) は (7) は (8) は (9) が認定する業 (9) が認定する業 (1) は (1) は (2) は (3) は (4) は (5) が認定する (6) は (6) が認定する (7) という。)が認定する (8) は (8) は (9) が認定する (9) が認定する (9) が認定する (9) が認定する (1) は (1) という。)が認定する (1) が認定する (1) が認定する (1) が認定する (2) が認定する (3) が認定する (4) は (4) は (5) が認定する (6) が認定する (7) が認定する (8) が認定する (9) が認定する (9) が認定する (9) が認定する (9) が認定する (1) は (1) は (1) は (1) が (1) は (1) が (1) は (1) が (2) が (3) が (4) が (4) が (5) が (6) が (6) が (7) が (7) が (8) が (9) が (9)

スタンプについて、一括して検証することができること。 2 課税期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイム

び当該地方税関係書類の大きさに関する情報を保存すること。 当該地方税関係書類をスキャナで読み取つた際の解像度、階調及

できること。
は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することがは削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することが、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又

承認を受けているものである場合には、当該地方税関係帳簿に係る電法第七百四十八条第一項又は第七百四十九条第一項若しくは第三項の書類に関連する地方税関係帳簿の記録事項(当該地方税関係帳簿が、三)当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係

と。おいて、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこおいて、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこ磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項)との間に

態で速やかに出力することができるようにしておくこと。的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プロプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当家電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができる電子計算機、プロリンタができる電子計算機、プロリンタができる電子計算機、プロリングラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディスクラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディスクラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディスクラムできるようにしておくこと。

整然とした形式であること。

1

当該地方税関係書類と同程度に明りようであること。

ハ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。

定する四ポイントの大きさの文字を認識することができること。

二 地方団体の長が定めるところにより日本工業規格2八三〇五に規

五 第一項第五号イ中「、勘定科目」とあるのは「その他の日付けいて、第一項第五号イ中「、勘定科目」とあるのは「その他の日付けいて、第一項第三号及び第五号の規定は、法第七百四十八条第三項の承認」」と読み替えるものとする。

げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記人は、地方税関係書類のうち地方団体の長が定める書類に記載されている 法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項に規定する法

(地方税関係帳簿 の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

第二十六条 法第七百四十九条第一項の承認を受けている法第七百四十八

条 0) 表の各号の上欄に掲げる者は、 前条各号 に掲げる要件

及び次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同表 の各号の中欄に掲げる地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付

け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を しなければならない。

書類の備付けを行うこと。 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、 次に掲げる

イ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事

口

務手続を明らかにした書類

次に掲げる事項が記載された書類

(1)る事務の責任者である者)の当該地方税関係帳簿に係る電磁的記 が法人である場合には、 ル を含む。)が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロ 法第七百四十八条 (前条第 ムが作成された旨を証する記載及び記名押印 一号イ 当該法人の地方税関係帳簿の保存に関す 及び口に規定する事実及び内容に係るも の表の各号の上欄に掲げる者(その者

> 該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。 責任者が定められているものに限る。 録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類 の備付けを行うことにより (当該事務の 当

(地方税関係帳簿書類の電子計算機出カマイクロフィルムによる保存等

第二十六条 条第 及び次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている法第七百四十八条第 項の表の各号の中欄に掲げる地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付 一項の表の各号の上欄に掲げる者は、 法第七百四十九条第一項の承認を受けている法第七百四 前条第 項各号に掲げる要件 十八

同上

しなければならない。

け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を

イ

同上

口

同

上

(1)が法人である場合には、 る事務の責任者である者)の当該地方税関係帳簿に係る電磁的記 のを含む。 ルムが作成された旨を証する記載及び記名押印 法第七百四十八条第一項の表の各号の上欄に掲げる者(その者 (前条第)が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロ 項第一号イ及びロに規定する事実及び内容に係るも 当該法人の地方税関係帳簿の保存に関す

- (2)当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の記名押印
- (3)該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日
- 帳簿の種類、 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、 取引年月日その他の日付け及び勘定科目 (勘定科目が 地方税関係 主

要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、 を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィ 勘定科目を除く。

ルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該

兀 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、 項に規定する日本工業規格をいう 日本工

業規格

(工業標準化法第十七条第一

ィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面 ンタ及びその操作説明書を備え付け、) B七一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリ 当該電子計算機出力マイクロフ

できるようにしておくこと。 整然とした形式及び明りょうな状態で、 速やかに出力することが

五. いう。 その者が当該納税義務者であるとした場合における当該期間に相当す 者が当該地方税関係帳簿に係る地方税の納税義務者でない場合には する日までの間 法第十一条の四第一項に規定する法定納期限をいう。)後三年を経過 地方税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間 当該地方税関係帳簿の保存期間 の初日から当該地方税関係帳簿に係る地方税の法定納期 (法第七百四十八条 (地方税に関する法令の規定により の表の各号の上欄に掲げる 限

> (2)同 上

(3)同

上

同上

三 同上

当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、 日 本工

業規格

兀

できるようにしておくこと。 に、 イルムの内容を当該マイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面 ンタ及びその操作説明書を備え付け、 整然とした形式及び明りょうな状態で、 B七一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリー 当該電子計算機出力マイクロ 速やかに出力することが -ダプリ

五. いう。) する日までの間 法第十一条の四第一項に規定する法定納期限をいう。) 後三年を経過 地方税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間 その者が当該納税義務者であるとした場合における当該期間に相当す 者が当該地方税関係帳簿に係る地方税の納税義務者でない場合には 当該地方税関係帳簿の保存期間 の初日から当該地方税関係帳簿に係る地方税の法定納期 (法第七百四十八条第 (地方税に関する法令の規定により 一項の表の各号の上欄に掲げる 限

に規定する機能に相当するものに限る。)を確保しておくこと。
カマイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能(同号・一人のフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マークロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マークロフィルムの保存に併せて前条

第

イクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、

又は当該電子計算機出

る期間)、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて

前

項第四号及び第五号に掲げる要件に従つて当該電子計算機出力マ

2 準用する同条第 とあるのは 要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては 係帳簿の る保存について準用する。 方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによ いる法第七百四十八条第二項に規定する法人の当該承認を受けている地 係る部分に限る。 前条第 同項第五号中 に規定する機能に相当するものに限る。)を確保しておくこと。 力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能 種類、 一項 「地方税関係書類の種類及び取引年月日その他の日付け」と (同項第三号に係る部分に限る。 取引年月日その他の日付け及び勘定科目 「前条第一項第四号」とあるのは 項第四号」 の規定は、 この場合において、 と読み替えるものとする。 法第七百四十九条第1)及び前項 前項第二号中 勘定科目を除く。 「前条第一 一項の承認を受けて (勘定科目 (同項各号に 一項において 地方税関 同 が

次に掲 3 法第七百四十九条第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲

項において同じ。)のうち法第七百五十四条において準用する法第七十九条第三項に規定する地方税関係帳簿書類(以下第二十九条までに一十九条第三項に規定する地方税関係帳簿書類(以下第二十九条までに一法第七百四十八条第一項又は第二項の承認を受けている法第七百四十八条第一項又は第二項の承認を受けている法第七百四十

げる場合とする。

2

法第七百四十九条第一

一項に規定する総務省令で定める場合は、

一法第七百四十八条

の承認を受けている地方税関係

帳簿

の全部又は一部について、

その保存期間(地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿の

項において同じ。)のうち法第七百五十四条において準用する法第七保存をしなければならないこととされている期間をいう。以下この

_	事業所の所在地
	しくは事業所の所在地及び主たる事務所又は事業所以外の事務所又は
•	一 申請者の氏名又は名称並びに住所若しくは居所又は主たる事務所若
る事項は、次に掲げる事項とする。	る事項は、次に掲げる事項とする。
定め 第二十七条 法 <u>第七百五十条第一項又は第二項</u> に規定する総務省令で定め	第二十七条 法第七百五十条第一項 に規定する総務省令で定め
(電磁的記録による保存等の承認の申請等)	(電磁的記録による保存等の承認の申請等)
ప ్ట	ప
用す 磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用す	磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用す
る電 項に規定する法人の当該承認を受けている地方税関係帳簿書類に係る電	の当該承認を受けている地方税関係帳簿 に係る電
いる法第七百四十八条第一項の表の各号の上欄に掲げる者又は同条第	いる法第七百四十八条の表の各号の上欄に掲げる者
けて 4 第一項及び第二項の規定は、法第七百四十九条第三項の承認を受けて	3 第一項 の規定は、法第七百四十九条第二項の承認を受けて
合 / イルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする場合	イルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする場合
ロフ ようとする日以後の期間に限る。) につき電子計算機出力マイクロ	ようとする日以後の期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロ
代え 機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代え	機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代え
計算 帳簿書類の全部又は一部について、その保存期間の全期間(電子計算	帳簿 の全部又は一部について、その保存期間の全期間(電子計算
関係 二 法第七百四十八条第一項又は第二項の承認を受けている地方税関係	二 法第七百四十八条 の承認を受けている地方税関係
もつて電磁的記録の保存に代えようとする場合	もつて電磁的記録の保存に代えようとする場合
仔を 期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を	期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を
後の ルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする日以後	ルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする日以後
フィ 特定する期間が経過した日以後の期間(電子計算機出力マイクロフィ	特定する期間が経過した日以後の期間(電子計算機出力マイクロフ
じめ 百五十条第一項又は第二項の申請書に記載することによりあらかじめ	百五十条第一項の申請書に記載することによりあらかじめ

3 2 \equiv 理に申請者が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には 七 六 五. 兀 三 措置 法第七百五十条第五項に規定する総務省令で定める関係道府県知事は 手続の概要を明らかにした書類 要を記載した書類 第 次に掲げる書類 法第七百五十条第一 び当該届出書を提出し、 の規定による通知を受けたことのあるものである場合には、 条第一項の規定による届出書を提出し、 るべき書類 している場合には、 出 申請に係る地方税関係帳簿 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考とな 申請に係る地方税関係帳簿 申請者が、 申請に係る地方税関係帳簿 法第七百五十条第一 その他参考となるべき事項 する申請書である場合には、 法第七百五十条第一 一号に掲げる書類を除く。 第二十五条に規定する要件を満たすためにとろうとする (申請に係る地方税関係帳簿 項 その委託に係る契約書の写し) 項ただし書 項に規定する備付けを開始する日 又は当該通知を受けた年月日 とする。 同項ただし書に規定する設立の日 (当該電子計算機処理を他の者に委託 に係る電子計算機処理に関する事務 の全部又は一部が、 に規定する総務省令で定める書類は に係る電子計算機処理システムの概 又は法第七百五十三条第二項 に係る電子計算機処 法第七百五十一 の規定により提 その旨及 3 2 三 六 理に申請者が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には 七 五. 兀 三 第 び当該届出書を提出し、 法第七百五十条第六項に規定する総務省令で定める関係道府県知事 手続の概要を明らかにした書類 要を記載した書類 次に掲げる書類 法第七百五十条第一項又は第二項に規定する総務省令で定める書類 の規定による通知を受けたことのあるものである場合には、 条第一項の規定による届出書を提出し、 出 項に規定する代える日 している場合には、 申請に係る地方税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に関する事 同上 同 上 同上 申請に係る地方税関係帳簿書類に係る電子計算機処理システム 申請に係る地方税関係帳簿書類の全部又は一部が、 法第七百五十条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定によ する申請書である場合には、 法第七百五十条第一 一号に掲げる書類を除く。 (申請に係る地方税関係帳簿書類に係る電子計算機 その委託に係る契約書の写し 項に規定する備付けを開始する日又は同 又は当該通知を受けた年月日) とする。 これらの規定に規定する設立の日 (当該電子計算機処理を他の者に委託 又は法第七百五十三条第二項 法第七百五 その旨及 1条第二 十一 0 ŋ 概 提 は 処

所在地の道府県知事とする。 承認を受けた者の主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所の

- 4 る事項とする。 法第七百五十条第五項に規定する総務省令で定める事項は、 次に掲げ
- 事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所又は事業所以外の事 承認を受けた者の氏名又は名称並びに住所若しくは居所又は主たる
- 務所又は事業所の所在地
- 承認をした地方税関係帳簿 の種類
- 三 承認をした地方税関係帳簿 の保存場所

兀 法第七百五十条第一 項に規定する備付けを開始する日

五. 法第七百五十条第一項ただし書

の規定により提

出された申請書に係る承認である場合には、 同項ただし書に規定する

設立の日

六 その他参考となるべき事項

(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)

第二十八条 磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿 法第七百五十一条第一項に規定する者は、 の全部又は一部について、 同項に規定する電 法

第七百四十八条 に規定する電磁的記録の備付け及び保存

をやめようとする場

合には、 項の届出書を法第七百四十九条第二項に規定する事務所所在地等の道府 あらかじめ、 次に掲げる事項を記載した法第七百五十一条第一

> 所在地の道府県知事とする 承認を受けた者の主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所 0)

法第七百五十条第六項に規定する総務省令で定める事項は、 次に掲げ

4

る事項とする。 同 上

承認をした地方税関係帳簿書類の種

類

三 承認をした地方税関係帳簿書類の保存場所

兀 法第七百五十条第一 項に規定する備付けを開始する日又は同条第一

五. 項に規定する代える日 出された申請書に係る承認である場合には、 法第七百五十条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により提 これらの規定に規定する

六 同上

設立の日

(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)

第二十八条 合には、 項の届出書を法第七百四十九条第三項に規定する事務所所在地等の道府 第 第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条 磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類の全部又は 「項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場 あらかじめ、 法第七百五十一条第一項に規定する者は、 次に掲げる事項を記載した法第七百五十一条第一 同項に規定する電 部につい 法

県知事 に提出しなければならない (以下次条までにおいて「事務所所在地等の道府県知事」という

- 届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所若し
- くは事業所の所在地
- 届出に係る地方税関係帳簿 の保存場所
- 三 届出に係る地方税関係帳簿 について法第七百四十八条

0) 承認を受けた年月日又は当該承認があつたものとみなされた

びそのやめようとする理由

匹

電磁的記録による備付け及び保存をやめようとする地方税関係帳簿

0 種類

及

年月日

五. その他参考となるべき事項

2

書に添付するものとする。 ときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届出 場合において、 届出書を事務所所在地等の道府県知事に提出しなければならない。 る場合には、 載した事項 法第七百五十一条第二項に規定する者は、 (地方税関係帳簿 あらかじめ、 当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものである その旨及び次に掲げる事項を記載した同項の の種類を除く。 同項に規定する申請書に記)の変更をしようとす この

くは事業所の所在地 届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所若

届出に係る地方税関係帳簿 の保存場所

三 届出に係る地方税関係帳簿 について法第七百四十八条

> 県知事 に提出しなければならない (以下次条までにおいて「事務所所在地等の道府県知事」という

同上

届出に係る地方税関係帳簿書類の保存場所

三 ずれかの承認を受けた年月日又は当該承認があつたものとみなされた 届出に係る地方税関係帳簿書類について法第七百四十八条各項のい

年月日

兀 びそのやめようとする理由 又は電磁的記録による保存をやめようとする地方税関係書類の 電磁的記録による備付け及び保存をやめようとする地方税関係 種 帳簿 類

及

五. 同上

2 載した事項 書に添付するものとする。 ときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、 場合において、 届出書を事務所所在地等の道府県知事に提出しなければならない。 る場合には、 法第七百五十一条第二項に規定する者は、 (地方税関係帳簿書類の種類を除く。 あらかじめ、 当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものである その旨及び次に掲げる事項を記載した同 同項に規定する申請書に記)の変更をしようとす 当該届出 項の

同上

届出に係る地方税関係帳簿書類の保存場所

三 届出に係る地方税関係帳簿書類について法第七百四十八条各項のい

四 事務所等を移転した日)	のとみなされた場合には、当該承認があつたものとみなされた年月日受けた年月日(法第七百五十二条第四項の規定により承認があつたも	三 事務所等を移転する前の事務所所在地等の道府県知事による承認を	務所等を移転した後の事務所等以外の事務所又は事業所の所在地	二 事務所等を移転する前及び移転した後の事務所等の所在地並びに事	一 申請者の氏名又は名称	げる事項とする。	2 法第七百五十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲	ればならない。	いたことについての事務所所在地等の道府県知事の証明書を添付しなけ	に係る通知に係る書面の写し又は事務所等を移転する前に承認を受けて	じ。)を移転する前に事務所所在地等の道府県知事から受けていた承認	七百五十二条第一項に規定する事務所等をいう。以下この条において同	当該申請書に、第二十七条第二項各号に掲げる書類及び事務所等(法第	第二十九条 法第七百五十二条第一項の申請書を提出しようとする者は、	(主たる事務所又は事業所を移転した場合の承認の申請等)	五 その他参考となるべき事項	四 変更をしようとする事項及び当該変更の内容	年月日	の承認を受けた年月日又は当該承認があつたものとみなされた
四同上	д у	を 三 同上		# 二 同上	一 同上		2 同上		<i>(</i>)			<u>н</u>		第二十九条 同上	(主たる事務所又は事業所を移転した場合の承認の申請等)	五同上		年月日	だ ずれかの承認を受けた年月日又は当該承認があつたものとみなされた

第四条 第三条の二の十六 第三条の二の十八 第三条の二の十七 六 三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金とする。 に規定する総務省令で定めるものは、 定める行為は、 七 五. (法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機 (政令附則第十条の書類等) (法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項の助成金) (法附則第十一条第十四項第一号の行為) (政令附則第七条第十七項第三号の政府の補助) 存場所 措置 申請者が、 その他参考となるべき事項 事務所等を移転した後における申請に係る地方税関係帳簿 略 則 更地である土地の上に家屋を新築する行為とする。 第二十五条に規定する要件を満たすためにとろうとする 法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項 略 法附則第十一条第十四項第 雇用保険法施行規則第百十八条の 一号に規定する総務省令で の保 第四条 第三条の二の十七 第三条の二の十六 七 六 五. 三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金 に規定する総務省令で定めるものは、 (法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機 (政令附則第十条の書類等) (政令附則第七条第十七項第三号の政府の補助 (法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項の助成金) 存場所 同 上 同上 附 事務所等を移転した後における申請に係る地方税関係帳簿書類の保 略 則 法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項 略 雇用保険法施行規則第百十八条の とする。

関の燃料として用いる自動車等)

第四条の四 略

2 { 8 略

9 げ 事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、 条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき の使用の合理化に関する法律 る自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする 法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギー (昭和五十四年法律第四十九号) 第七十八 次の各号に掲

済 の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 第二百六十七号) 産業省· エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 国土交通省告示第二号)に定める基準エネルギー消費効率 第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 (昭和五· (平成二十五年経 乗用自動 十四年政令 車

略

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

18 令で定めるものは、 る中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金とする 法附則第十五条第四項及び政令附則第十一条第六項に規定する総務省 雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定す

19 5 61

略

関の燃料として用いる自動車等)

第四条の四 略

2 \ 8 略

同 上

9

の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 第二百六十七号) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 (昭和五十四年政令 (平成十九年経済 乗用 自 動 車

略

産業省・

国土交通省告示第四号)

に定める基準エネルギー

-消費効率

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

18 る重度障害者等多数雇用施設設置等助成金 令で定めるものは、 法附則第十五条第四項及び政令附則第十一条第六項に規定する総務省 雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定す とする。

(政令附則第十八条第二項又は第六項の明細書等)

施行規則第十一条の三第六項各号に掲げる事項とする。 第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法2 政令附則第十八条第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条

(政令附則第十八条の二第二項又は第六項の明細書等)

係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書とする。
準用する同令第十八条の九第二項に掲げる項目を記載した上場株式等に定める明細書は、租税特別措置法施行規則第十八条の十第二項において第二項と対し、

置法施行規則第十一条の三第六項各号に掲げる事項とする。
同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措
2 政令附則第十八条の二第三項又は第七項の規定により読み替えられた

(特定口座年間取引報告書等の申告書への添付等)

告書(法附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項又は法附則第告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申第十七条 法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申

(政令附則第十八条第二項又は第七項の明細書等)

を記載した株式等 に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書と

施行規則第十一条の三第六項各号に掲げる事項とする。第二項又は第七項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法政令附則第十八条第三項又は第八項の規定により読み替えられた同条

2

する。

第十六条削除

(特定口座年間取引報告書等の申告書への添付等)

告書(法附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項又は法附則第一告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申第十七条 法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申

五条の二の四第 る特定口座年間取引報告書等に記載がされた上場株式等 該明細書には、 附則第十 定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書等の 定口座」という。 年間取引報告書等」という。)(二以上の法附則第三十五条の二の四第 特定口座年間取引報告書又はその写し 書と併せて租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する 道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、 政令附則第十八条の二第二項又は第六項に規定する明細書を添付すべき 三十五条の三第八項若しくは第十八項において準用する法第四十五条の 定による記載は、 一第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。 の四第一項の規定の適用があるものを除く。 項に規定する特定口座 八条の四第四項に規定する合計表) 附則第十五条第一項の規定にかかわらず、 項に規定する上場株式等をいう。 要しない を有する場合には、 (前年において租税特別措置法第三十七条の (以下この条において「特定口座 当該二以上の特定口座に係る特 当該申告書にこれらの の添付をする場合には、 以下この項において に係るこれらの規 (法附則第三十 当該添付をす 政令 明 特 に 当 細 +

に掲げる事項とする。
2 政令附則第十八条の四第四項に規定する総務省令で定める事項は、次

名及び住所 政令附則第十八条の四第四項又は第八項の申告書を提出する者の氏

でに掲げる金額及び同項第七号イからハまでに掲げる金額租税特別措置法施行規則第十八条の十三の五第二項第六号イからハまー当該申告書に添付する特定口座年間取引報告書等に記載されている

定による記載は、 五条の二の四第 る特定口座年間取引報告書等に記載がされた上場株式等 該明細書には、 附則第十 定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書等の 定口座」という。 年間取引報告書等」という。)(二以上の法附則第三十五条の二 特定口座年間取引報告書又はその写し 書と併せて租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する 道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、 政令附則第十八条第二 三十五条の三第六項若しくは第十四項において準用する法第四十五 一第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。 項に規定する特定口座 の四第一項の規定の適用があるものを除く。 -八条の四第三項に規定する合計表) 附則第十五条第一項の規定にかかわらず、)を有する場合には、 要しない 項に規定する上場株式等をいう。 一項又は第七項 (前年において租税特別措置法第三十七条の (以下この条において「特定口 当該二以上の特定口座に係る特 に規定する明細書を添付すべ 当該申告書にこれらの の添付をする場合には、 以下この項において に係るこれらの規 (法附則第三十 当該添付をす 政令 兀 明 条 に 当

に掲げる事項とする。 2 政令附則第十八条の四第三項に規定する総務省令で定める事項は、次

名及び住所政令附則第十八条の四第三項又は第六項の申告書を提出する者の氏

でに掲げる金額、同項第七号イーからハまでに掲げる金額及び同条第組税特別措置法施行規則第十八条の十三の五第二項第六号イからハまー該申告書に添付する特定口座年間取引報告書等に記載されている

のそれぞれの合計額

三 その他参考となるべき事項

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第十九条 要経費に算入されるべき金額のうちに当該上場株式等の特定譲渡と当該 る上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必 相当する金額とする。 所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額 得とを区分して当該上場株式等の特定譲渡に係る事業所得の金額又は雑 株式等の 株式等の 場株式等の特定譲渡」 の二の六第一 する総務省令で定めるところにより計算した金額は、 上場株式等の した日の属する年分の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定す 特定譲渡以外の上場株式等の 政令附則第十八条の五第二項第一号又は第十三項第一 般譲渡」という。 一項に規定する上場株式等の譲渡 般譲 という。 この場合において、 の双方に関連して生じた金額 による事業所得又は雑所得と当該上場 譲渡 当該上場株式等の特定譲渡 (以下この項において「上場 (以下この項において「上 による事業所得又は雑所 法附則第三十五条 (以下この 号に規定 を

四項各号に掲げる金額のそれぞれの合計額

三同上

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

する総務省令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡第十九条 政令附則第十八条の五第二項第一号又は第十一項第一号に規定

による事業所得又は雑所得と当

該

上場

式等以外の株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。 ものにより当該上場株式等の譲渡 準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認めら 要経費の額は、 項において「共通必要経費の額」という。)があるときは、 上場株式等以外の株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額 要経費に算入されるべき金額のうちに当該上場株式等の譲渡 相当する金額とする。 所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の 得とを区分して当該上場株式等の譲渡 等をいう。 株式等以外 した日の属する年分の株式等 以下この項において同じ。 の株式等 の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金 これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その この場合において、 (法附則第三十五条の二の に係る必要経費の額と当該上 の譲渡による事業所得又は 当該上場株式等の に係る事業所得の金額又は 第 一項に規定する株式 額 当該共通 譲渡 0 (以下この 計算上 他の基 と当該 金額に れる 雑所 場 を

2

法附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項において準用する法第

に係る必要経費の額とに配分するものとする。

式等の

般譲渡

要経費の額は、

項において「共通必要経費の額」という。)があるときは、

当該共通必

これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基

ものにより当該上場株式等の特定譲渡に係る必要経費の額と当該上場株準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる

様式は、第五号の四様式によるものとする。四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書の

3 附属申告書を添付しなければならない。 条の二第四項の規定による申告書を含む。 又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七 は第三百十七条の二第三項の申告書(法附則第三十五条の二の六第八項 は第三百十七条の二 県民税及び市町村民税の納税義務者は、 上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道 以降の年度分の法附則第三十五条の二の二第 項の規定によつて、 する上場株式等に係る譲渡損失の金額について、 前年中に生じた法附則第三十五条の二の六第六項又は第十六項に規定 第一 その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度 項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しく 法第四十五条の二第一項若しく に、 一項又は第五項に規定する 同条第五項又は第十五 第五十六号様式による 3

第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。)に、 の六第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は 三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書 とする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、 、これらの規定によつて、 十五項の規定により前年前において控除されたものを除く。)について 十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額 に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けよう 項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の 前 年前 三年内の各年に生じた法附則第三十五条の二の六第六項又は第 法附則第三十五条の二の二第 (法附則第三十五条の二 法第四十五条の二第 (同条第五項又は第 項又は第五項 第五十七号 二第

4

する上場株式等に係る譲渡損失の金額について、 附属申告書を添付しなければならない。 条の二第四項の規定による申告書を含む。 又は第十八項において準用する法第四十五条の一 は第三百十七条の二第三項の申告書 は第三百十七条の二第一 県民税及び市町村民税の納税義務者は、 等 以降の年度分の法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式 項の規定によつて、 前年中に生じた法附則第三十五条の二の六第六項又は第十六項に に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道 その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度 項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しく (法附則第三十五条の二の六第八項 法第四十五条の二第一項若しく に、 一第四項又は第三百十七 同条第五項又は第十五 第五十六号様式による 規定

4 第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。 の六第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は 三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書 とする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、 定する株式等 十五項の規定により前年前において控除されたものを除く。 十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額 これらの規定によつて、 項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の二の六第六項又は に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けよう 法附則第三十五条の一 二第 (法附則第三十五条の二 法第四十五条の二第 (同条第五項又は第 項又は第六項に規 に、 第五十七号 について

同項第四号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主とする。	和四十年政令第九十七号)第七十一条第一項の役員であるとした場合に	に該当するものに限る。)の株主のうち、その者を法人税法施行令(昭	務省令で定める者は、当該特定株式を発行した特定中小会社(同族会社	3 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十七項第一号に規定する総 3 同上	合におけるその判定の方法とする。	次項において「同族会社」という。)に該当するかどうかを判定する場	務省令で定める方法は、会社が法人税法第二条第十号に規定する会社(2 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十七項第一号に規定する総 2 同上	払込期日	二 特定中小会社の設立の日後に発行された特定株式 当該特定株式の 二 同上	株式 当該特定中小会社の成立の日	社をいう。以下この条において同じ。)の設立の際に発行された特定	一 特定中小会社(法附則第三十五条の三第一項に規定する特定中小会 一 同上)の区分に応じ当該各号に定める日とする。	五条の三第一項に規定する特定株式をいう。以下この条において同じ。	する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定株式(法附則第三十	第二十条 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十七項第一号に規定 第二十条 同上	得等の課税の特例)	(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所 (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所	様式による附属申告書を添付しなければならない。 様式による附属申告書を添付しなければならない
																			.係る譲渡損失の繰	らければならない。

第三号二に規定する投資に関する契約に該当するものとする。する法律施行規則(平成十一年通商産業省令第七十四号)第五条第二項投資に関する条件を定めた契約で中小企業の新たな事業活動の促進に関務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る

- 5 るのは 規定する特定株式」と、 1 と読み替えるものとする。 項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額につ て準用する。 前条第一項の規定は、 政令附則第十八条の六第五項第一 この場合において、 政令附則第十八条の六第五項第一号又は第二十 「当該上場株式等」とあるのは 前条第 項中 号又は第二十一項第一号に 乛 上場株式等」とあ 「当該特定株式 5
- は、第五号の四様式によるものとする。 五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書の様式6 法附則第三十五条の三第八項又は第十八項において準用する法第四十

7

五条の一 五条の二 くは第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除 年度分の法附則第三十五条の二第一 特定株式に係る譲渡損失の金額について、 十五条の を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、 式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第三十五条の二の二 定によつて、 前年中に生じた法附則第三十五条の三第六項又は第十六項に規定する 二第 三第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四 | 第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書(法附則第三 一項若しくは第三百十七条の二第 その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の 項若しくは第五項に規定する 同条第五項又は第十五項の規 一項の申告書又は法第四 第 法第四十 一項若し 般株 +

する法律施行規則(平成十一年通商産業省令第七十四号)第三条第三号投資に関する条件を定めた契約で中小企業の新たな事業活動の促進に関務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る

---に規定する投資に関する契約に該当するものとする

5 同上

は、第五号の四様式によるものとする。 五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書の様式 法附則第三十五条の三第六項又は第十四項において準用する法第四十

6

年度分の法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等に係定によつて、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の特定株式に係る譲渡損失の金額について、同条第三項又は第十一項の規7 前年中に生じた法附則第三十五条の三第四項又は第十二項に規定する

る譲渡所得等の金額

十五条の三第六項又は第十四項において準用する法第四十五条の二第四五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書(法附則第三五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十の計算上控除

十三号様式による附属申告書を添付しなければならない。項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。)に、第五

8 する一 条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。 法附則第三十五条の三第八項又は第十八項において準用する法第四十五 は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書(計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は 第 らの規定によつて、 の規定により前年前において控除されたものを除く。)について、 項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額 法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の三第六項又は第十六 項若しくは第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第三十五条の二 法附則第三十五条の二第一項若しくは第五項に規定 (同条第五項又は第十五項 項の申告書又 これ <u>の</u> 二

に、

第五十四号様式による附属申告書を添付しなければならない。

十三号様式による附属申告書を添付しなければならない。項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。)に、第五

らの規定によつて、法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定するの規定により前年前において控除されたものを除く。)について、これ項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(同条第三項又は第十一項8 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の三第四項又は第十二

株式等に係る譲渡所得等の金額

0

)に、第五十四号様式による附属申告書を添付しなければならない。条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。法附則第三十五条の三第六項又は第十四項において準用する法第四十五法、法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書(計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は

附則第五条による改正(地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)の一部改正) 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

の規定による特別徴収税額の市町村への納入の経由に係る事業	の規定による特別徴収税額の市町村への納入の経由に係る事業
七 地方税法施行令第四十八条の九の十四又は第五十六条の八十九の十	七 地方税法施行令第四十八条の九の十七又は第五十六条の八十九の十
事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業	事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業
九の十四又は第五十六条の八十九の九の規定による通知の経由に係る	九の十六又は第五十六条の八十九の九の規定による通知の経由に係る
六 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第四十八条の	六 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第四十八条の
一~五 略	一~五 略
	事業は、次のとおりとする。
第十一条の七の二 同上	第十一条の七の二 法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める
(法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業)	(法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業)
現	改正案

附則第六条による改正(都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令(昭和五十一年自治省令第十一号)の一部改正) 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

条第二項に規定する総務省令で定める都の標準税収入額は、次の各号に 掲げる額の合算額とする。 一 都の全区域を道府県とみなして地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額(同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与定よの規定の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法(昭和二十五年法律第二百に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二条第二項に規定する税に係る額から当該額に地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第二番が記録が表記を対象の合意を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	1 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第四十三――――――――――――――――――――――――――――――――――――	改正案
<u> </u>	1 同上	現

	重量譲与税に係る額の合算額
	相当する額並びに当該算定の基礎となつた地方揮発油譲与税及び自動車
	与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を除く。)の八十五分の百に
	特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲
	規定により算定した基準財政収入額(その算定基礎となつた事業所税、
	特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の
1 同上	2 災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める 2
額の七十五分の百に相当する額の合算額	額の七十五分の百に相当する額の合算額
法第十四条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金に係る	法第十四条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金に係る
相当する額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税	相当する額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税

)の一部改正) 附則第七条による改正(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号 (傍線の部分は改正部分)

	第二項、第六百三条第四項、第六百	七第三項及び第六百一条第六項(第六百二条 まぃて準用する場合を含む) 第十九条の	いて進見して湯子ではよって、の十一第二項及び第四百七十四	一条第二項、第十六条の五第四項(十一条第一項及び第二項(これらの規定を第	第二項において準用する場合を含む。	和二十五年政令第二百四十五号)第一条	第八条の四第二項並びに地方税法施行令	第二項において準用する場合を含む。) 及び	年法律第二百二十六号 一条第二項、第八条の二第三項(第八条	地方税法(昭和二十五 第八条第三項及び第四項(これらの規定を第	(略) (略)	法 令 名 条 項	別表(第三条関係)	改正案
八項並びに 一	第六百三条の二	第六百二条	宋第二項に	(第七十四	の規定を第	む。)、第	第一条の五		む。) 及び	第八条の三 ┃	の規定を第一同上	(略)	世 同上	別表(第三条関	
														関係)	

条第三項において準用する場合を含む。)、 四十五条の二第五項については第七百三十四 及び附則第三十五条の三第八項において、 用する場合を含む。)、第二十条の九の三第 らの規定を第一条第二項において準用する場 並びに第十六条の三第四項及び第六項(これ する場合を含む。)、第十四条の十八第二項 条の三の三第三項において準用する場合を含 の二第四項については第七百三十四条第三項 第七百三十四条第三項において、 の二(同条第一項から第三項までについては おいて準用する場合を含む。)、第四十五条 を含む。)、第二十六条第三項及び第四十三 の規定を第一条第二項において準用する場合 第二項及び第十六条の四第十二項において準 を含む。)、第十四条の九第三項(第一条第 合を含む。)、第十六条の四第二項(第一条 十三条(第一条第二項において準用する場合 二項及び第十四条の十一第二項において準用 項及び第三項並びに第二十条の十(これら 第十五条の四第二項、 (これらの規定を第七百三十四条第三項に)において準用する場合を含む。)、 第十六条の二第二項 第四十五条 第

らの規定を第一条第二項において準用する場 条第三項において準用する場合を含む。)、 四十五条の二第五項については第七百三十四 及び附則第三十五条の三第六項において、 の二第四項については第七百三十四条第三項 第七百三十四条第三項において、 の二(同条第一項から第三項までについては おいて準用する場合を含む。)、第四十五条 を含む。)、第二十六条第三項及び第四十三 の規定を第一条第二項において準用する場合 用する場合を含む。)、第二十条の九の三第 第二項及び第十六条の四第十二項において準 合を含む。)、第十六条の四第二項(第一条 並びに第十六条の三第四項及び第六項(これ する場合を含む。)、第十四条の十八第二項 二項及び第十四条の十一第二項において準用 を含む。)、第十四条の九第三項(第一条第 条の三の三第三項において準用する場合を含 十三条(第一条第二項において準用する場合 項及び第三項並びに第二十条の十(これら 第十五条の四第二項、 (これらの規定を第七百三十四条第三項に)において準用する場合を含む。)、第 第十六条の二第二項 第四十五条 第

九項 項まで、 項、 これらの規定を第七百三十四条第三項におい 第四十六条第四項及び第五項、第五十条の て準用する場合を含む。)、第五十三条第 第五十条の七第一項並びに第五十条の九 第二項、 第三十四項、 第四項、 第十九項から第二十三 第三十八項及び第三十 五.

同条第一項、 条第二十二項及び第二十三項 については第一条第二項において、 五条第五項において、第五十三条第二十一 第二十項については第一条第二項及び第五十 ついては第一条第二項において、第五十三条 ついては第七百三十四条第三項において、 第二項、 第四項及び第十九項に 第五十三 第 項

五十三条第三十四項 第三十八項及び第三十

九項

につ

する場合を含む。)、第七十一条の十第二項 含む。)、第五十三条の二、第五十七条第一 いては第一条第二項において準用する場合を (これらの規定を第一条第二項において準用 第六十三条第一項及び第六十六条第一項

項、 項、 項まで、 これらの規定を第七百三十四条第三項におい する場合を含む。)、第七十一条の十第二項 含む。)、第五十三条の二、第五十七条第一 いては第一条第二項において準用する場合を 項については第七百三十四条第三項において 条第二十二項、 については第一条第二項において、第五十三 五条第五項において、第五十三条第二十一項 第二十項については第一条第二項及び第五十 ついては第一条第二項において、第五十三条 同条第一項、 て準用する場合を含む。)、第五十三条第一 第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五 五十三条第三十七項については第一 ついては第七百三十四条第三項において、 (これらの規定を第一条第二項において準用 おいて、 第五十条の七第一項並びに第五十条の九 第五十三条第四十四項及び第四十五項につ 第六十三条第一項及び第六十六条第一項 第四十項、 第二項、第四項、第十九項から第二十三 第二十八項、 第五十三条第三十九項及び第四十 第二項、 第二十三項及び第二十八項に 第四十四項及び第四十五項 第四項及び第十九項に 第三十七項、 条第二 第三十九 第 項

三項については第一条第二項、 七十一条の五十一第二項及び第七十一条の 十一第二項、第七十一条の三十八第一 第二項において、第七十二条の二十五第十二 十五第五項については第一条第二項、 条の二十九第二項において、第七十二条の二 ては第一条第二項、第七十二条の二十五第七 七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二 の二十五第一項から第五項まで及び第十二項 おいて準用する場合を含む。)、第七十二条 の十第六項(これらの規定を第一条第二項に 七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四 第三項において準用する場合を含む。)、 において、第七十二条の二十五第四項につい 二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項 十九第二項において、第七十二条の二十五第 十八第一項 二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九 条第二項、第七十二条の二十五第六項 (同条第一項については第一条第二項におい 第七十一条の十七第一項、第七十一条の三 第七十二条の二十五第二項については第 第七十二条の二十八第二項及び第七十二 (これらの規定を第七百三十四条 第七十二条の 第七十 項、 第

二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九 三項については第一条第二項、 第二項において、第七十二条の二十五第十二 十五第五項については第一条第二項、 条の二十九第二項において、第七十二条の二 ては第一条第二項、第七十二条の二十五第七 において、第七十二条の二十五第四項につい 二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項 七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二 の二十五第一項から第五項まで及び第十二項 おいて準用する場合を含む。)、第七十二条 の十第六項(これらの規定を第一条第二項に 七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四 第三項において準用する場合を含む。)、第 七十一条の五十一第二項及び第七十一条の 十一第二項、第七十一条の三十八第一項、 十九第二項において、第七十二条の二十五第 十八第一項(これらの規定を第七百三十四条 条第二項、第七十二条の二十五第六項: (同条第一項については第一条第二項におい 第七十一条の十七第一項、第七十一条の三 第七十二条の二十五第二項については第 第七十二条の二十八第二項及び第七十二 第七十二条の 第七十 第 第

四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四 兀 五第一項から第三項まで、第七十二条の五十 七十二条の五十四第四項、 二条の四十九の八第一項及び第三項、 四項から第七項まで、第七十二条の四十九の 及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七 及び第四項、第七十二条の二十八第一項及び 場合を含む。 項については第一条第二項において準用する の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十 八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二 の六十六第一項、 の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条 第七十二条の三十四、第七十二条の四十八第 十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、 第三項、第七十二条の二十九第一項、 二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第 二、第七十二条の四十九の五第四項、 項、 項、 第七十二条の八十四第四項、第七十二条の 第七十二条の八十九、第七十三条の八第 第七十二条の六十三第三項、 第七十二条の四十八の二第二項及び第 第七十三条の十七第二項、)、第七十二条の二十六第一項 第七十二条の七十八第六項 第七十二条の五十 第七十二条 第七十三条 第七十 第三項 第七十

二条の四十九の八第一項及び第三項、 兀 二、第七十二条の四十九の五第四項、 項については第一条第二項において準用する 四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四 の十八第二項及び第三項、 八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二 の六十六第一項、 の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条 五第一項から第三項まで、第七十二条の五十 七十二条の五十四第四項、 二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第 四項から第七項まで、第七十二条の四十九 十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、 及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七 第三項、第七十二条の二十九第一項、 及び第四項、第七十二条の二十八第一項及び 場合を含む。 第七十二条の三十四、第七十二条の四十八第 項、 項、第七十二条の四十八の二第二項及び第 第七十二条の八十四第四項、第七十二条の 第七十二条の八十九、第七十三条の八第 第七十二条の六十三第三項、 第七十三条の十七第二項、)、第七十二条の二十六第一項 第七十二条の七十八第六項 第七十三条の三十 第七十二条の五 第七十三条 第七十二条 第七十 第三項 第七十

五項、 四十四条の三十八の四第一項及び第三項、 第一 四十四条の三十第一項、 条の二十五第五項において準用する場合を含 二十二第四項 四条の十四第二項及び第五項、 四条第一項、 項、 十五第一項、第七十七条第四項、 第七十四条の十三第二項、 条の十第一項から第三項まで及び第五項、 て準用する場合を含む。)、 の十八第一項並びに第百四十四条の二十一 第二項、 七十四条の十一第一項、 百四十四条の四十九第一項、 二項については申請書の提出に係る部分に限 項、 第七十四条の十九第一項、 第一項、第百四十四条の三十五第一項及び 項、 第百二十二条、 、第百四十四条の二十七第一項、 第二項及び第九項 第百四十四条の十一第五項、 (これらの規定を第一条第二項におい 第九十二条第一項、 第百四十四条の三十八第四項、 第百四十四条の九第四項及び (第一条第二項及び第百四十四 第百二十三条、 第七十四条の十二、 第百四十四条の三十 (同条第一項及び第 第七十四条の十六 第百十六条第四 第七十四条の二 第百五十一条第 第百四十四条の 第百四十四条 第八十三条 第百三十 第百四十 第百 第百 第 第 第 第

五項、 項、 百四十四条の四十九第一項、 四十四条の三十八の四第一項及び第三項、 第二項、 四十四条の三十第一項、 条の二十五第五項において準用する場合を含 二十二第四項 の十八第一項並びに第百四十四条の二十一第 四条の十四第二項及び第五項、 四条第一項、第百四十四条の九第四項及び第 第二項、 十五第一項、第七十七条第四項、 第七十四条の十三第二項、 七十四条の十一第一項、 条の十第一項から第三項まで及び第五項、 て準用する場合を含む。)、 二項については申請書の提出に係る部分に限 項、 第一項、第百四十四条の三十五第一項及び 第七十四条の十九第一項、)、第百四十四条の二十七第一項、 第百二十二条、 第二項及び第九項 (これらの規定を第一条第二項におい 第百四十四条の十一第五項、 第九十二条第一項、 第百四十四条の三十八第四項、 (第一条第二項及び第百四十四 第百二十三条、 第七十四条の十二、 第百四十四条の三十 (同条第一項及び第 第七十四条の十六 第百五十一条第 第百四十四条の 第百十六条第四 第七十四条の二 第百四十四 第八十三条 第百三十 第百四十 第百 第百 第 第 条

二項、 二項、 四項 場合を含む。)、第三百二十一条の八第一項 条の五第三項(これらの規定を第一条第二項 条の二第五項及び第六項については第七百三 項及び第七百三十六条第三項において、 ら第三項までについては第七百三十四条第三 条の二第一項から第六項まで(同条第一項か 及び第七百三十六条第三項において準用する 六条第三項において準用する場合を含む。) いて準用する場合を含む。)、第三百十七条 十四条第三項及び第七百三十六条第三項にお 条第三項、 百十七条の二第四項については第七百三十四 おいて準用する場合を含む。)、第三百十七 八条第三項(これらの規定を第一条第二項に 三十五条の三第十八項において、第三百十七 項 第三百十九条の二第三項及び第三百二十一 第二百七十四条の二、第二百七十五条第二 (第七百三十四条第三項及び第七百三十 第二百八十三条第一項並びに第二百九十 第百八十八条第三項、 第百五十二条第一項、 第百六十五条第一項、 第二百六十四条第四項、 第七百三十六条第三項及び附則第 第百九十八条第 第百八十四条第 第百五十五条第 第二百七十条

二項、 二項、 四項、 条の五第三項 項及び第七百三十六条第三項において、 ら第三項までについては第七百三十四条第三 項、 場合を含む。)、第三百二十一条の八第一項 及び第七百三十六条第三項において準用する 六条第三項において準用する場合を含む。) の六(第七百三十四条第三項及び第七百三十 いて準用する場合を含む。)、第三百十七条 十四条第三項及び第七百三十六条第三項にお 条の二第五項及び第六項については第七百三 百十七条の二第四項については第七百三十四 条の二第一項から第六項まで(同条第一項か おいて準用する場合を含む。)、第三百十七 八条第三項(これらの規定を第一条第二項に 三十五条の三第十四項において、第三百十七 条第三項、 項 第三百十九条の二第三項及び第三百二十一 第二百七十四条の二、第二百七十五条第二 第二百八十三条第一項並びに第二百九十 第百五十二条第一項、 第二百六十四条第四項、 第百八十八条第三項、 第百六十五条第一項、 第七百三十六条第三項及び附則第 (これらの規定を第一条第二項 第百九十八条第 第百八十四条第 第百五十五条第 第二百七十条 第三

第八項、 項において準用する場合を含む。)、 規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三 第四項及び第三百二十八条の十四(これらの 三項において準用する場合を含む。)、第三 三第一項(これらの規定を第七百三十四条第 三項において準用する場合を含む。)、 二十一条の八第二十一項から第二十三項まで 十項については第三百二十一条の十一第五項 第四項及び第十九項については第七百三十四 まで及び第三十四項 第七百三十六条第三項において準用する場合 百二十一条の八の二及び第三百二十一条の十 及び第三十四項については第七百三十四条第 及び第七百三十四条第三項において、第三百 条第三項において、第三百二十一条の八第二 む。)、第三百二十八条の五第二項、 百三十六条第三項において準用する場合を含 百二十五条(第七百三十四条第三項及び第七 二十九条第一項(第七百三十四条第三項及び 二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三 第二項、第四項、第十九項から第二十三項 第三百五十三条第四項(第七百三十)、第三百四十九条の四第六項及び (同条第一項、 第二項、 第三百

三第一項(これらの規定を第七百三十四条第 三項において準用する場合を含む。)、 第八項、 を含む。 第七百三十六条第三項において準用する場合 二十九条第一項(第七百三十四条第三項及び 項において準用する場合を含む。)、 規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三 第四項及び第三百二十八条の十四(これらの 三項において準用する場合を含む。)、第三 百二十一条の八の二及び第三百二十一条の十 及び第三十四項については第七百三十四条第 二十一条の八第二十一項から第二十三項まで 及び第七百三十四条第三項において、第三百 十項については第三百二十一条の十一第五項 条第三項において、第三百二十一条の八第二 第四項及び第十九項については第七百三十四 まで及び第三十四項 二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三 む。)、第三百二十八条の五第二項、 百三十六条第三項において準用する場合を含 百二十五条(第七百三十四条第三項及び第七 第二項、第四項、第十九項から第二十三項)、第三百四十九条の四第六項及び 第三百五十三条第四項(第七百三十 (同条第一項、 第二項、 第三百 第三

三条、 四条第一項及び第七百四十五条第一項におい 百六十四条の二第四項については第七百三十 項及び第七百四十五条第一項において、 第七百六条の三第三項、 準用する場合を含む。)、第三百六十四条の 第七項及び第九項(同条第三項については第 項及び第七百四十五条第一項において準用す 四条第一項において準用する場合を含む。 百四十五条第一項において準用する場合を含 百八十三条(第七百三十四条第一項及び第七 条第一項及び第七百四十五条第一項において 条第七項及び第九項については第七百三十四 七百三十四条第一項において、第三百六十四 る場合を含む。)、第三百六十四条第三項 十五条第一項において準用する場合を含む。 て準用する場合を含む。)、第三百七十一条 二第二項及び第四項 項において準用する場合を含む。)、 第三百五十四条の二(第七百三十四条第 一項(第七百三十四条第一項及び第七百四 第三百八十二条の三(第七百三十四条第 第三百九十四条、 第三百八十九条第一項、第三百九十 (同条第二項については 第三百九十六条第四 第七百三十四条第一 第三 第三

三条、 四条第一項及び第七百四十五条第一項におい 第七百六条の三第三項、 準用する場合を含む。)、 第七項及び第九項(同条第三項については第 項及び第七百四十五条第一項において準用す 四条第一項において準用する場合を含む。) 百四十五条第一項において準用する場合を含 百八十三条(第七百三十四条第一項及び第七 十五条第一項において準用する場合を含む。 第一項(第七百三十四条第一項及び第七百四 て準用する場合を含む。)、第三百七十一条 百六十四条の二第四項については第七百三十 項及び第七百四十五条第一項において、 二第二項及び第四項 条第一項及び第七百四十五条第一項において 条第七項及び第九項については第七百三十四 七百三十四条第一項において、第三百六十四 る場合を含む。)、第三百六十四条第三項 項において準用する場合を含む。)、 第三百五十四条の二(第七百三十四条第一 第三百八十二条の三(第七百三十四条第 、第三百八十九条第一項、 第三百九十四条、 (同条第二項については 第三百九十六条第四 第七百三十四条第一 第三百六十四条の 第三百九十 第三 第三

項、 準用する場合を含む。)、第六百二十五条第 場合を含む。)、第六百条、第六百五条及び 四項及び第五百九十九条第一項(これらの規 準用する場合を含む。)、第五百八十八条第 第四百八十五条第一項、 項、 項、 第四百四十七条第一項、 規定を第七百三十四条第一項において準用す 三条第一項、 条、 八条、 十条第二項、第四百十七条第二項、 四項及び第六項、 第六百十一条第一項 定を第七百三十四条第一項において準用する 五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第 る場合を含む。)、第四百四十六条第二項 二十七条及び第七百三十四条第一項において 項 第四百七十六条第二項、 第四百五十七条第一項、 第四百三十二条第一項並びに第四百三十 第四百七十三条第一項、 第四百七十四条第一項、 第三百九十六条の四第一項、 (これらの規定を第一条第二項において 第四百二十一条第一項、 第五項及び第十二項(これらの 第四百九条第四項、 (これらの規定を第六百 第五百二十二条、 第四百五十条第三項 第四百七十条第六 第四百七十九条 第四百七十五条 第二項及び第四 第四百二十二 第二項、 第四百十 第四百 第 第

項、 項、 準用する場合を含む。)、第六百二十五条第 準用する場合を含む。)、第五百八十八条第 第四百八十五条第一項、 項、 第四百四十七条第一項、 三条第一項、第五項及び第十二項(これらの 第六百十一条第一項 場合を含む。)、第六百条、第六百五条及び 定を第七百三十四条第一項において準用する 四項及び第五百九十九条第一項(これらの規 五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第 る場合を含む。)、第四百四十六条第二項 規定を第七百三十四条第一項において準用す 十条第二項、第四百十七条第二項、 四項及び第六項、 一十七条及び第七百三十四条第一項において 項(これらの規定を第一条第二項において 第四百七十六条第二項、 第四百五十七条第一項、 第四百三十二条第一項並びに第四百三十 第四百七十四条第一項、 第四百七十三条第一項、 第三百九十六条の四第一項、 第四百二十一条第一項、 第四百九条第四項、 (これらの規定を第六百 第五百二十二条、 第四百五十条第三項 第四百七十条第六 第四百七十九条 第四百七十五条 第二項及び第四 第四百二十二 第二項、 第四百十 第四百 第 第

七百一条の六十三第一項並びに第七百二 七百一条の四十九、第七百一条の五十五、 する場合を含む。)、 これらの規定を第七百三十四条第五項におい 七百三十三条の十五第二項及び第七百三十三 規定を第一条第二項において準用する場合を 百七条第四項、第七百十三条、第七百十八条 十四第一項、第七百一条の四第二項、 第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百 百三十三条の九、第七百三十三条の十四、 八第五項(これらの規定を第七百三十五条第 て準用する場合を含む。)、第七百条の五十 八十五条第二項及び第六百九十三条第一項 る場合を含む。 (これらの規定を第一条第二項において準用 項、 項(第七百三十四条第一項において準用す 項において準用する場合を含む。)、 条の五第三項及び第七百一条の十六第一項 第七百一条の四十七第一項及び第三項、 一項及び第七百二十六条第一項(これらの 第七百条の五十九第三項、)、第七百三十三条の四第四項、 第七百一条の四十六第一項及び第三項)、第六百七十四条第四項 第七百一条の三十五第 第七百条の六 第七百 第七 条の 第 第

七百三十三条の十五第二項及び第七百三十三 含む。)、第七百三十三条の四第四項、 規定を第一条第二項において準用する場合を 第二項及び第七百二十六条第一項(これらの 百七条第四項、第七百十三条、第七百十八条 八第五項(これらの規定を第七百三十五条第 七百一条の六十三第一項並びに第七百二 七百一条の四十九、第七百一条の五十五、 する場合を含む。)、 十四第一項、第七百一条の四第二項、 て準用する場合を含む。)、第七百条の五十 これらの規定を第七百三十四条第五項におい 第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百 百三十三条の九、第七百三十三条の十四、第 八十五条第二項及び第六百九十三条第一項 る場合を含む。 (これらの規定を第一条第二項において準用 項(第七百三十四条第一項において準用す 項、 条の五第三項及び第七百一条の十六第一項 項において準用する場合を含む。)、 第七百一条の四十七第一項及び第三項、 第七百条の五十九第三項、 第七百一条の四十六第一項及び第三項)、第六百七十四条第四項 第七百一条の三十五第 第七百条の六 第七百 第七 第七 一条の 第 第

合を含む。)、第六条の二の二(第一条にお 第五項についてに第一条において準用する場		合を含む。)、第六条の二の二(第一条にお	
では第一条及び第二条第六項において、同条		では第一条及び第二条第六項において、同条	
第二条第二項及び第五項(同条第二項につい	同 上	第二条第二項及び第五項(同条第二項につい	地方税法施行令
(略)	(略)	(略)	(略)
用する場合を含む。)		用する場合を含む。)	
らの規定を第七百三十四条第一項において準		らの規定を第七百三十四条第一項において準	
第六項及び第十一項並びに第二十九条(これ		第六項及び第十一項並びに第二十九条(これ	
第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、		第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、	
条第二項において準用する場合を含む。)、		条第二項において準用する場合を含む。)、	
の四第三項及び第八項(これらの規定を第一		の四第三項及び第八項(これらの規定を第一	
て準用する場合を含む。)並びに附則第五条		て準用する場合を含む。)並びに附則第五条	
二項 (これらの規定を第七百五十四条におい		二項(これらの規定を第七百五十四条におい	
第七百五十二条第一項及び第七百五十三条第		第七百五十二条第一項及び第七百五十三条第	
する場合を含む。)並びに第七百五十一条、		する場合を含む。)並びに第七百五十一条、	
二条第三項及び第七百五十四条において準用		二条第三項及び第七百五十四条において準用	
、第七百五十条第四項については第七百五十		、第七百五十条第四項については第七百五十	
び第二項については第七百五十四条において		び第二項については第七百五十四条において	
条第一項、第二項及び第四項(同条第一項及		条第一項、第二項及び第四項(同条第一項及	
おいて準用する場合を含む。)、第七百五十		おいて準用する場合を含む。)、第七百五十	
)、第七百四十三条第三項(第一条第二項に)、第七百四十三条第三項(第一条第二項に	
十五条第二項において準用する場合を含む。		十五条第二項において準用する場合を含む。	
条の二十二第一項(これらの規定を第七百三		条の二十二第一項(これらの規定を第七百三	

四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八 条の四、 三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二 二条の四第三項、第三十二条の五第三項、 を含む。 び第二項 用する場合を含む。)、第六条の三第一項及 三(第一条及び第六条の八第四項において準 いて準用する場合を含む。)、第六条の二の の八第二項、第九条の九の九第二 第四項(これらの規定を第一条、 これらの規定を第一条において準用する場合 第六条の六第三項において準用する場合を含 いて準用する場合を含む。)、第六条の六第 については第一条及び第六条の八第五項にお 六条の八第五項において、 については第一条、 の三第三項において準用する場合を含む。 む。)、第六条の八第一項から第三項まで(第三項、 項及び第二項(これらの規定を第一条及び 第六条の四第一項及び第二項 第四十八条の十五の四第二 第五十四条の四十四第二項)、第六条の十第一項、 (これらの規定を第一条及び第六条 第六条の十二第二項、 第六条の五第二項及び第 第六条の四第二項 二項、 垣、 (同条第一項 第九条の九 第六条の十 第三項及び 第五十三 (第五十 第三十

三(第一条及び第六条の八第四項において準 三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二 二条の四第三項、第三十二条の五第三項、 用する場合を含む。)、第六条の三第一項及 四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八 条の四、 の八第二項、第九条の九の九第二 第四項(これらの規定を第一条、 を含む。)、第六条の十第一項、 第六条の六第三項において準用する場合を含 については第一条及び第六条の八第五項にお 六条の八第五項において、 については第一条、 の三第三項において準用する場合を含む。 び第二項 いて準用する場合を含む。)、第六条の二の これらの規定を第一条において準用する場合 む。)、第六条の八第一項から第三項まで(項及び第二項 第三項、 て準用する場合を含む。)、第六条の六第 第六条の四第一項及び第二項 第四十八条の十五の四第二 第五十四条の四十四第二項(第五十 (これらの規定を第一条及び第六条 第六条の十二第二項、 (これらの規定を第一条及び 第六条の五第二項及び第 第六条の四第二項 二項、 (同条第一項 三項、 第六条の十 第九条の九 第三項及び 第五十三 第三十 第

及び第四十八条の十二第一項において準用す 場合を含む。)、第九条の二第一項(第一条 項 準用する場合を含む。 項 準用する場合を含む。)、第六条の十二第五 四十八条の十五の三第二項、 七条の三の三第一項、 第十項及び第十六条の二の二第五項において する場合を含む。)並びに附則第十四条の 第六項及び第十六条の二第五項において準用 の四十八の二第一項並びに附則第十五条の 五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項 の八第二項、第九条の九の九第二項、 の二第五項において準用する場合を含む。 を含む。)及び第五十六条の十一第二項並び び第十六条の二第五項において準用する場合 の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及 に附則第十四条の五第十項及び第十六条の二 二条の四第三項、第三十二条の五第三項、 (第五十四条の四十五第八項及び第五十四 第七条の四の六第一項及び第八条の四第 第六条の十一第一項 (これらの規定を第一条において準用する (第一条及び第六条の十二第七項において)、第六条の二十、 第七条の三の四第一項 (第一条、第九条の九 第四十八条の十 第三十 第 五 _ 条 第

場合を含む。)、第九条の二第一項(第一条 項 準用する場合を含む。)、第六条の十二第五 及び第四十八条の十二第一項において準用す 七条の三の三第一項、 準用する場合を含む。 第十項及び第十六条の二の二第五項において する場合を含む。)並びに附則第十四条の 第六項及び第十六条の二第五項において準用 四十八条の十五の三第二項、 二条の四第三項、第三十二条の五第三項、 の八第二項、第九条の九の九第二項、 の二第五項において準用する場合を含む。 に附則第十四条の五第十項及び第十六条の二 を含む。)及び第五十六条の十一第二項並び び第十六条の二第五項において準用する場合 の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及 四十八の二第一項並びに附則第十五条の (第五十四条の四十五第八項及び第五十四 一の四第二項及び第五十四条の四十四第二項 第六条の十一第一項 第七条の四の七第一項及び第八条の四第一 (これらの規定を第一条において準用する (第一条及び第六条の十二第七項において)、第六条の二十、第 第七条の三の四第一項 (第一条、第九条の九 第四十八条の十 第三十 第 五. 五. 条

第一項(これらの規定を二十三項及び第二十七項並びに第二十条の二二十二項及び第二十七項並びに第二十条の二

 \mathcal{O} 兀 第一項、 条第一項、 規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項 条の四第一項、第三項及び第四項(これらの 二十四条の三第三項については第一条、 条の四の二及び第二十四条の五において、 項、 十九条の十の二第一項、 十五条の四の二第一項、第三十五条の七の四 において準用する場合を含む。)、第二十五 において準用する場合を含む。)、 二十四条の四の三第二項及び第二十四条の 十四条の四第五項、 を含む。 十二条の四の二第一項、 一第一項、第四十三条の十五第一項、 (同条第一項については第一条、 第十三項及び第十七項、第四十三条の十 第三十七条の十五の二第一 第三十五条の二の二第一 第二十四条の三第 第一条において準用する場合 第二十四条の四の二、 第四十条第一項、 第四十三条の十二 一項及び第三 項、 項、 第二十四 第二十四 第二 第七 第

項、

第十三項及び第十七項、

第四十三条の十

条の四第一項、第三項及び第四項(これらの 二十四条の三第三項については第一条、第二 条の四の二及び第二十四条の五において、 の二第一項、第四十三条の十五第一項、 十九条の十の二第一項、 第一項、 十五条の四の二第一項、 条第一項、 において準用する場合を含む。)、第二十五 規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項 において準用する場合を含む。)、 二十四条の四の三第二項及び第二十四条の 十四条の四第五項、 を含む。 条の二第一項 条の九の る場合を含む。)、第九条の七第十三項、 一において準用する場合を含む。 一十三項及び第二十七項 十二条の四の二第一項、 条において準用する場合を含む。 (同条第一項については第一条、)、第二十四条の三第 第三十七条の十五の二第一 第 第三十五条の二の二第一 (第一条において準用する場合 項 (第 第二十四条の四の二、 第四十条第一項、 第三十五条の七の四 条及び第五十七条の (これらの規定を第 第四十三条の十二 一項及び第三 項、 項、 第二十四 第二十四 第二十 第七 第三 第九 第 第 第 第 五.

七、 準用する場合を含む。)、第五十四条の四十 第五十四条の四十五第八項、 規定を第五十七条の三において準用する場合 規定を第五十七条の二第一項において準用す びに第四十八条の十三第二十八項(これらの を第一条において準用する場合を含む。 項並びに第四十八条の九の九(これらの規定 第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四 条の二の三第一項、 条の三第一項、 十八の二第一項及び第五十七条の三において 第三項、第六項及び第八項(これらの規定を 第一項(第五十七条の三において準用する場 る場合を含む。 る場合を含む。)、第五十二条の十三の二第 第四十八条の十三第十四項及び第二十四項 第四十六条の三の二第一項、 合を含む。)、第五十四条の四十二第一 十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第 を含む。)、第五十二条の十八第一項、 項(これらの規定を第一条において準用す 項及び第五十二条の十六第一項(これらの 第四十三条の十七の二第一項、)、第五十四条の三十二の二 第四十五条第一項、 第四十六条の三第一 第四十七条の五 第五十四条の四 第四十五 第四十四 第五 項、 項 並

第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四 第四十六条の三の二第一項、 準用する場合を含む。)、第五十四条の四十 十八の二第一項及び第五十七条の三において 第五十四条の四十五第八項、 第三項、第六項及び第八項(これらの規定を 第一項(第五十七条の三において準用する場 る場合を含む。 を含む。)、第五十二条の十八第一項、 規定を第五十七条の三において準用する場合 る場合を含む。)、第五十二条の十三の二第 規定を第五十七条の二第一項において準用す びに第四十八条の十三第二十八項(これらの 第四十八条の十三第十四項及び第二十四項 を第一条において準用する場合を含む。 項並びに第四十八条の九の九(これらの規定 条の二の三第一項、 条の三第一項、 十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第 合を含む。)、第五十四条の四十二第一項、 項(これらの規定を第一条において準用す 項及び第五十二条の十六第一項(これらの 第四十三条の十七の二第一項、)、第五十四条の三十二の二 第四十五条第一項、 第四十六条の三第一 第五十四条の四 第四十七条の五 第四十五 第四十四 第五 項 並

三第一項 四項から第六項まで、第十五条の五第一項 七項、 む。 項及び第五十六条の九十二の二第一項 規定を第五十七条の三において準用する場合 項及び第五十四条の五十七第一項(これらの 条の四十六第五項、 いて準用する場合を含む。)並びに第五十四 三並びに附則第十五条の五第六項、 十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の 条第九項、第十四条の五第二項第七号及び第 規定する書類に係る部分を除く。 府令第二十三号)附則第四条第一項第一号に いては地方税法施行規則 らの規定を第一条において準用する場合を含 合を含む。)、第五十六条の八十九の三第一 第一項(第五十七条の三において準用する場 る場合を含む。)、第五十六条の四十九の二 を含む。)、 の二第五項及び第十六条の二の三第五項にお 項(これらの規定を第一条において準用す 第五十五条第一項及び第五十六条の十一第 並びに附則第十条第三項、 第九項及び第十六項 (第五十四条の四十五第八項、 第五十四条の五十九の二第一項 第五十四条の四十八第一 (昭和二十九年総理 (同条第三項につ 第六項、 第十六条 第十二 これ 第 五

三第一項 七項、 項及び第五十六条の九十二の二第一項(これ 項及び第五十四条の五十七第一項(これらの 条の四十六第五項、 三並びに附則第十五条の五第六項、 四項から第六項まで、 条第九項、第十四条の五第二項第七号及び第 規定する書類に係る部分を除く。 府令第二十三号)附則第四条第一項第一号に いては地方税法施行規則 む。 らの規定を第一条において準用する場合を含 合を含む。)、第五十六条の八十九の三第一 第一項(第五十七条の三において準用する場 る場合を含む。)、第五十六条の四十九の二 を含む。)、 規定を第五十七条の三において準用する場合 いて準用する場合を含む。 の二第五項及び第十六条の二の三第五項にお 十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の 項(これらの規定を第一条において準用 第五十五条第一項及び第五十六条の十一第 並びに附則第十条第三項、 第九項及び第十六項 (第五十四条の四十五第八項、 第五十四条の五十九の二第一項 第五十四条の四十八第一 第十五条の五第一項、 (昭和二十九年総理)並びに第五十四 (同条第三項につ 第六項、 第十六条 第十二 第五

十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第		十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第	
八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三		八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三	
免税軽油使用者証に係る部分を除く。)、第		免税軽油使用者証に係る部分を除く。)、第	
油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書並びに		油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書並びに	
十、第八条の二十八(証票、免税証、免税軽		十、第八条の二十八(証票、免税証、免税軽	
する場合を含む。)、第八条の九、第八条の		する場合を含む。)、第八条の九、第八条の	
の八(第一条及び第十六条の三において準用		の八(第一条及び第十六条の三において準用	
五において準用する場合を含む。)、第八条		五において準用する場合を含む。)、第八条	
)、第八条の六(第一条及び第十六条の二の)、第八条の六(第一条及び第十六条の二の	
六条の二の三において準用する場合を含む。		六条の二の三において準用する場合を含む。	
合を含む。)、第八条の四(第一条及び第十		合を含む。)、第八条の四(第一条及び第十	
(これらの規定を第一条において準用する場		(これらの規定を第一条において準用する場)	
条の二第四項、第六条の四及び第七条第一項		条の二第四項、第六条の四及び第七条第一項	
第二条の五第一項、第三条第一項、第六	同 上	第二条の五の二第一項、第三条第一項、第六	地方税法施行規則
(略)	(略)	(略)	(略)
合を含む。)		合を含む。)	
(これらの規定を第一条において準用する場		(これらの規定を第一条において準用する場)	
二第二項並びに第三十四条第九項及び第十項		二第二項並びに第三十四条第九項及び第十項	
の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の		の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の	
十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条		十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条	
第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三		第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三	
二項及び第四項、第十六条の二の三第一項、		二項及び第四項、第十六条の二の三第一項、	
第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第		第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第	

(略)	(略)	(略)	(略)
第三十条において準用する場合を含む。)		第三十条において準用する場合を含む。)	
項並びに第二十九条第一項(これらの規定を		項並びに第二十九条第一項(これらの規定を	
を含む。)並びに第二十八条第一項及び第二		を含む。)並びに第二十八条第一項及び第二	
第十六条の四(第一条において準用する場合		第十六条の四(第一条において準用する場合	
一条の三において準用する場合を含む。)、		一条の三において準用する場合を含む。)、	
条の六第二項及び第三項(これらの規定を第		条の六第二項及び第三項(これらの規定を第一	
準用する場合を含む。)、第十五条、第十五		準用する場合を含む。)、第十五条、第十五	
に係る部分を除く。)(第一条の三において		に係る部分を除く。)(第一条の三において	
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿		土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿	
地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、		地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、	
第三百八十一条第八項の規定によるみなす土		第三百八十一条第八項の規定によるみなす土	
十四条第一項(固定資産課税台帳、地方税法		十四条第一項(固定資産課税台帳、地方税法	
第一条において準用する場合を含む。)、第		第一条において準用する場合を含む。)、第	
第一項並びに第十条第三項(これらの規定を		第一項並びに第十条第三項(これらの規定を	
四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一		四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一	
八条の三十七、第八条の四十二第一項から第		八条の三十七、第八条の四十二第一項から第	